

## 新幹線ボーナスカット裁判 不当判決！

本日、東京地方裁判所で、新幹線地本組合員24名が訴えていたボーナスカット裁判の不当判決が言い渡された。この不当判決に対し断固抗議する。

この裁判の争点は、管理者による組合員の勤務査定が、恣意的な組合差別であるかどうかが問われていたものである。裁判所は、この争点に対し、一切触れていないのである。しかも、判決文の棄却理由はわずか10数ページであり、原告の数で割れば、一人あたり1ページにも満たない。司法の反動とはまさにこのことである。

私たちは、この不当判決を許さず、職場から断固闘うことを明らかにする。

元原告・故松林さんの遺志を我がものとし、  
次なる闘いに決起しよう！